

# 第3章 今年度の現状と取り組み(目標に対する結果)

## 1 数字からみる福生の環境

様々な環境測定結果や環境指標に見られる数字の5カ年分のデータです。福生市の環境について、変化や現状を過去5カ年に渡ってご覧ください。以下7個の項目について掲載します。なお、それぞれの項目ごとに用語説明を、また巻末には資料として詳細データ(数値データ)を載せておきます。

### 1 大気汚染

1) 浮遊粒子状物質及び浮遊粒子状物質中に含まれる重金属	…23
2) 燃料に含まれるイオウ分	…26
3) 二酸化窒素	…27
4) 光化学オキシダント	…28

### 2 水環境

1) 河川および下水道(雨水管)	…29
2) 地下水	…31
3) 工場排水	…33

### 3 騒音

1) 福生市における主要幹線交通の道路騒音・振動(要請限度)	…35
2) 航空機騒音	…40
3) 福生市における主要な道路騒音	…41

### 4 苦情受付件数

1) 苦情受付件数	…43
-----------	-----

### 5 緑化

1) 保存樹林地、保存樹木、保存生垣奨励金・生垣設置補助金	…44
-------------------------------	-----

### 6 ごみ

1) ごみ排出量	…45
2) 資源化量	…46
3) 粗大ごみ	…47

### 7 温室効果ガス

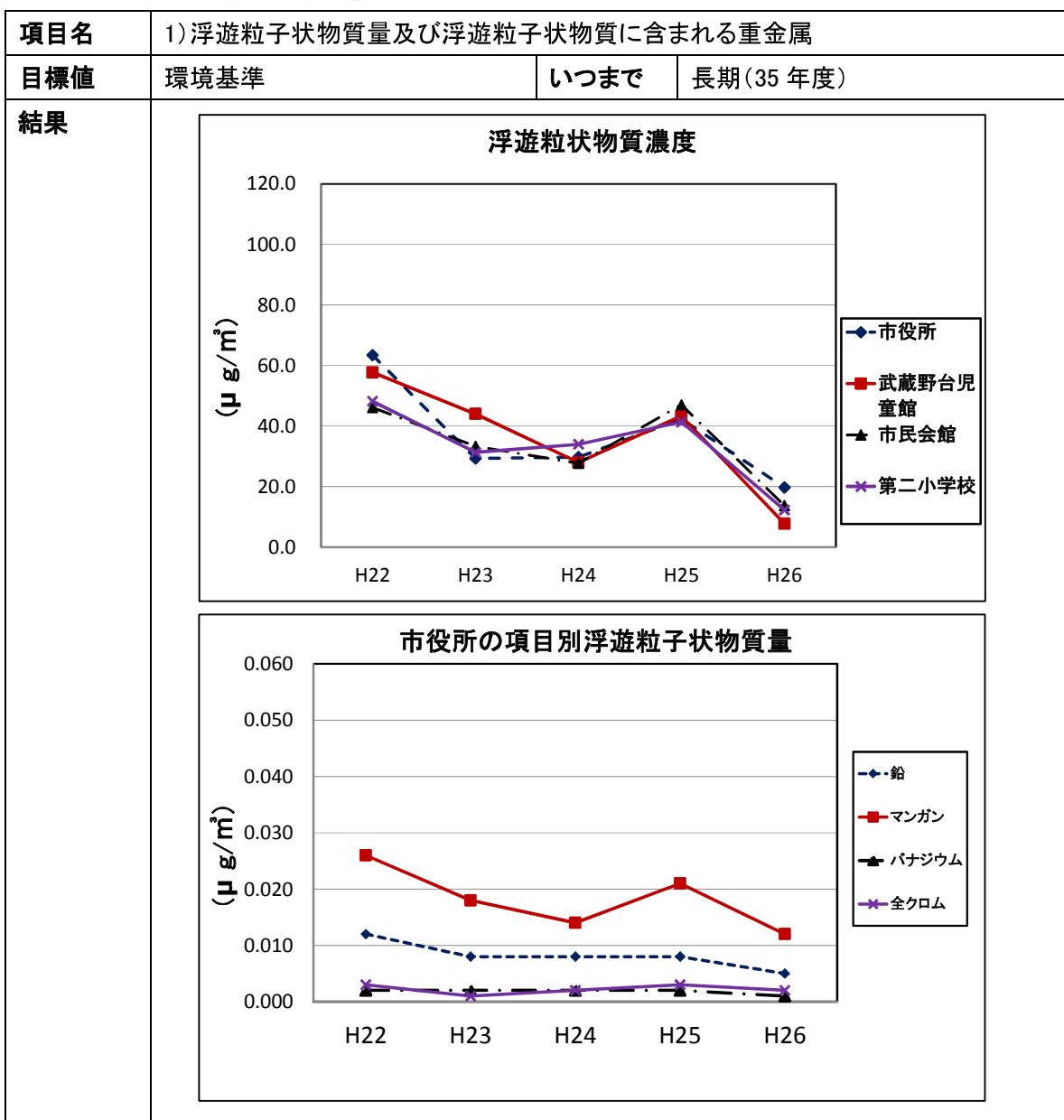
1) 温室効果ガス総排出量	…48
---------------	-----

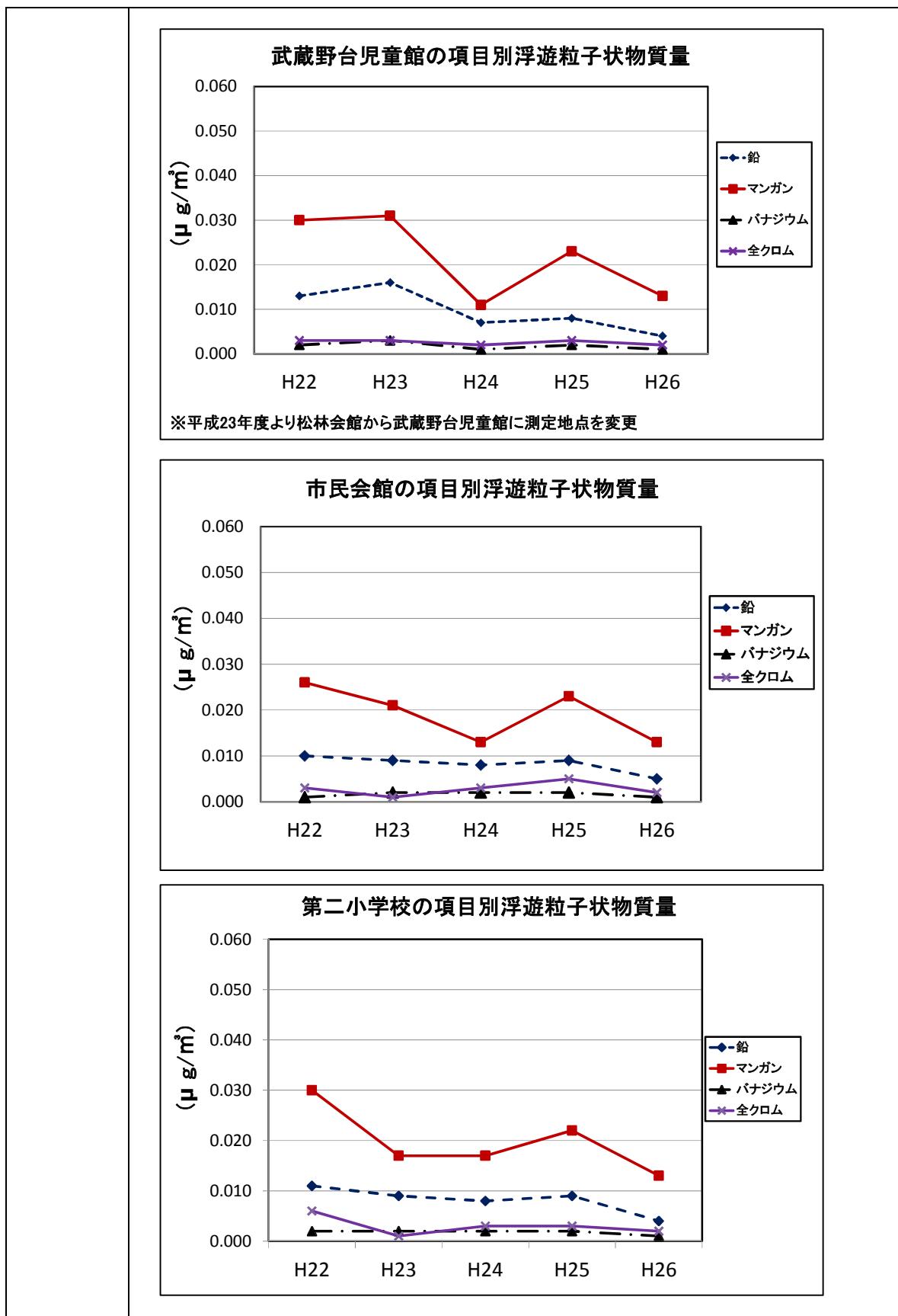
## 1 大気汚染

大気汚染は、工場、事業所、自動車から汚染物質が排出されることによって起こります。国の環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントを汚染物質とし、それぞれに基準値を定めています。

福生市では、市内の汚染状況を確認するため、浮遊粒子状物質、燃料に含まれるイオウ分、二酸化窒素を年1回監視測定しています(詳細は資料編P92~P93参照)。

また、東京都が設置している一般環境大気測定期(市役所屋上)では、環境基準に示されている物質について常時監視測定しています。平成26年度は、微小粒子状物質(PM2.5)、光化学オキシダントの項目については環境基準を満たしていません。なお、光化学オキシダントは都内の全ての観測地点で環境基準値を上回っています。





	<p style="text-align: center;"><b>微小粒子状物質(PM2.5)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>µg/m³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商工会館</td> <td>11.1</td> </tr> <tr> <td>年平均値(環境基準)</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>一日平均値(環境基準)</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>		µg/m³	商工会館	11.1	年平均値(環境基準)	15	一日平均値(環境基準)	35
	µg/m³								
商工会館	11.1								
年平均値(環境基準)	15								
一日平均値(環境基準)	35								
<b>用語説明</b>									
<b>浮遊粒子状物質(SPM)</b>	大気中に浮遊する粒子状物質であり、粒径が $10 \mu\text{m}$ 以下のものを言う。※環境基準値は、1 時間値の一日平均値が $0.10 \text{ mg}/\text{m}^3$ かつ 1 時間値が $0.20 \text{ mg}/\text{m}^3$ 。大気中に長時間漂い、呼吸により肺や気管に沈着して場合によって慢性気管支炎を引き起こす。工場などから排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガスなどに含まれる人為発生の粒子状物質と火山活動や風による土壤の巻き上げなどの自然発生によるものがある。(なお、福生市の測定では $10 \mu\text{m}$ 以下に限らず測定の対象としている。)								
<b>鉛(大気中)(Pb)</b>	蒼白色をした金属で、大気汚染防止法や東京都環境確保条例で、排出事業者ごとに基準値が決められている。食物や肺及び飲料水から体内に取り込まれる。体内に吸収されると血中に入り、神経系障害、頭痛、嘔吐等を引き起こす。								
<b>マンガン(大気中)(Mn)</b>	純粋なものは銀白色をしており、鉄より硬いが非常に脆く、合金や乾電池、薬品などに用いられる。生物の必須微量元素で自然界にも存在する。大気汚染防止法によって、有害汚染物質に指定されている。人間は飲食物から 1 日 $2\text{mg}$ から $8\text{mg}$ 摂取している。生体必須元素の一つであるが多量に摂取すると精神障害や肺炎、気管支炎といった呼吸器障害がおきる。マンガン鉱山、マンガン精錬所、マンガン工場からの粉じんや排煙などが原因で発生。								
<b>バナジウム(V)</b>	白色ないし灰白色の金属。地殻や土壤中に存在し、石油や石炭にも含まれる。産業廃棄物受け入れ処分に係る判定基準で規制されている。ばねや金属との接触や吸収により鼻粘膜の充血、喉の乾燥感や咳・痰などの気管支炎から息切れ等が起こる。産業廃棄物に混ざっている場合が多い。								
<b>全クロム(Cr)</b>	銀白色の硬くて脆い金属で、地殻中の存在量は、約 $100\text{mg}/\text{l}$ 。人体への影響としては、皮膚潰瘍、鼻中隔穿孔、肺がん等がある。環境基準値は、 $0.05\text{mg}/\text{l}$ 以下。								
<b>微小粒子状物質(PM2.5)</b>	粒径 $2.5$ マイクロメートル以下の非常に微細な物質。PM は particulate matter の略で、粒子状物質と訳される。一定量以上吸引すると、気管支を通過し肺の奥まで入って付着し、外部への排出が困難であるため、呼吸系・循環器系の疾患をもたらす可能性がある。市内における調査は東京都が市役所の屋上で常時監視を、市が商工会館屋上で 3 日間調査を行っている。市の結果については P93 を参照。								

Q. どの程度の濃度になると健康影響が生じますか。

A. 微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準(人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準)として「1年平均値が  $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、1日平均値が  $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること」と定められています。環境省が平成25年2月に設置した「微小粒子状物質(PM2.5)に関する専門家会合」では、健康影響が出現する可能性が高くなると予測される濃度水準として、注意喚起のための暫定的な指針となる値を1日平均値  $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$  と定めています。但し、呼吸器系や循環器系の疾患のある者、小児や高齢者などでは、個人差が大きいと考えられており、これより低い濃度でも健康影響が生じる可能性は否定できないとされています。この暫定的な指針となる値については、今後新たな知見やデータの蓄積等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行うこととしています。

環境省「微小粒子状物質(PM2.5)に関するよくある質問(Q&A)」より

項目名	2) 燃料に含まれるイオウ分				
目標値	環境基準		いつまで	長期(35年度)	
結果	事業所	燃料の種類 (重油)	1日の最大使用量 (ℓ)	イオウ含有量(Wt%) 平成26年度 前年度	環境基準 (0.8Wt%) 達成:○ 未達成:×
	A	特A	1000	0.07 0.07	○
	G	A	800	0.08 0.07	○
	H	特A	1200	0.04 0.06	○
※重油施設等の廃止に伴い、調査を3事業所に変更。 詳しいデータは、P93をご参照ください。					
用語説明 燃料中硫黄分	大気汚染物質の1つである $\text{SO}_2$ (二酸化硫黄)は、燃料中の硫黄量が原因であることがわかっている。 $\text{SO}_2$ は水に溶けやすく、水に溶けると亜硫酸となる。この $\text{SO}_2$ などが雨滴に溶けたものが酸性雨である。そこで、排出源である事業所の燃料中のイオウ分を測り、基準を超えないかを調べる。				

項目名	3) 二酸化窒素																																
目標値	環境基準	いつまで	長期(35年度)																														
結果	<table border="1"> <caption>Data for 武藏野橋北, 武藏野橋南, 熊川内出, 第五ゲート前</caption> <thead> <tr> <th>測定年</th> <th>武藏野橋北 (ppm)</th> <th>武藏野橋南 (ppm)</th> <th>熊川内出 (ppm)</th> <th>第五ゲート前 (ppm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>0.045</td> <td>0.042</td> <td>0.045</td> <td>0.060</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>0.035</td> <td>0.035</td> <td>0.035</td> <td>0.035</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>0.022</td> <td>0.025</td> <td>0.025</td> <td>0.030</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>0.032</td> <td>0.032</td> <td>0.030</td> <td>0.038</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>0.022</td> <td>0.020</td> <td>0.020</td> <td>0.028</td> </tr> </tbody> </table>			測定年	武藏野橋北 (ppm)	武藏野橋南 (ppm)	熊川内出 (ppm)	第五ゲート前 (ppm)	H22	0.045	0.042	0.045	0.060	H23	0.035	0.035	0.035	0.035	H24	0.022	0.025	0.025	0.030	H25	0.032	0.032	0.030	0.038	H26	0.022	0.020	0.020	0.028
測定年	武藏野橋北 (ppm)	武藏野橋南 (ppm)	熊川内出 (ppm)	第五ゲート前 (ppm)																													
H22	0.045	0.042	0.045	0.060																													
H23	0.035	0.035	0.035	0.035																													
H24	0.022	0.025	0.025	0.030																													
H25	0.032	0.032	0.030	0.038																													
H26	0.022	0.020	0.020	0.028																													
<table border="1"> <caption>Data for 福生志茂南, 多摩橋北, 福生駅西, 福生加美</caption> <thead> <tr> <th>測定年</th> <th>福生志茂南 (ppm)</th> <th>多摩橋北 (ppm)</th> <th>福生駅西 (ppm)</th> <th>福生加美 (ppm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>0.055</td> <td>0.040</td> <td>0.050</td> <td>0.050</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>0.028</td> <td>0.028</td> <td>0.030</td> <td>0.028</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>0.018</td> <td>0.020</td> <td>0.022</td> <td>0.022</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>0.032</td> <td>0.028</td> <td>0.040</td> <td>0.032</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>0.018</td> <td>0.018</td> <td>0.020</td> <td>0.020</td> </tr> </tbody> </table>				測定年	福生志茂南 (ppm)	多摩橋北 (ppm)	福生駅西 (ppm)	福生加美 (ppm)	H22	0.055	0.040	0.050	0.050	H23	0.028	0.028	0.030	0.028	H24	0.018	0.020	0.022	0.022	H25	0.032	0.028	0.040	0.032	H26	0.018	0.018	0.020	0.020
測定年	福生志茂南 (ppm)	多摩橋北 (ppm)	福生駅西 (ppm)	福生加美 (ppm)																													
H22	0.055	0.040	0.050	0.050																													
H23	0.028	0.028	0.030	0.028																													
H24	0.018	0.020	0.022	0.022																													
H25	0.032	0.028	0.040	0.032																													
H26	0.018	0.018	0.020	0.020																													
<table border="1"> <caption>Data for 福生加美平, 福生市役所前, 武藏野台北, 第二ゲート前</caption> <thead> <tr> <th>測定年</th> <th>福生加美平 (ppm)</th> <th>福生市役所前 (ppm)</th> <th>武藏野台北 (ppm)</th> <th>第二ゲート前 (ppm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>0.045</td> <td>0.062</td> <td>0.045</td> <td>0.062</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>0.028</td> <td>0.028</td> <td>0.030</td> <td>0.038</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>0.018</td> <td>0.020</td> <td>0.020</td> <td>0.038</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>0.032</td> <td>0.030</td> <td>0.035</td> <td>0.045</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>0.018</td> <td>0.018</td> <td>0.020</td> <td>0.038</td> </tr> </tbody> </table>				測定年	福生加美平 (ppm)	福生市役所前 (ppm)	武藏野台北 (ppm)	第二ゲート前 (ppm)	H22	0.045	0.062	0.045	0.062	H23	0.028	0.028	0.030	0.038	H24	0.018	0.020	0.020	0.038	H25	0.032	0.030	0.035	0.045	H26	0.018	0.018	0.020	0.038
測定年	福生加美平 (ppm)	福生市役所前 (ppm)	武藏野台北 (ppm)	第二ゲート前 (ppm)																													
H22	0.045	0.062	0.045	0.062																													
H23	0.028	0.028	0.030	0.038																													
H24	0.018	0.020	0.020	0.038																													
H25	0.032	0.030	0.035	0.045																													
H26	0.018	0.018	0.020	0.038																													
用語説明																																	
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	<p>一酸化窒素と合わせて窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)と呼ばれる。光化学スモッグを引き起こす原因物質のひとつで、スマogの茶褐色はこのNO<sub>2</sub>のもの。呼吸器に対し影響を与え、呼吸時に苦痛が伴う場合もある。環境基準値は、1時間値の1日平均が0.06ppm以下。ばい煙発生施設や自動車の排気ガスが原因。</p>																																

項目名	4)光化学オキシダント																																																																
目標値	環境基準		いつまで	長期(35年度)																																																													
結果	<p>都の測定によると、平成26年度の光化学オキシダントの昼間年平均濃度は、0.032ppmで、環境基準の0.06ppm以下となっています。しかし、環境基準値を超えた濃度では、光化学スモッグの発生原因となります。多摩地域の光化学スモッグ発生件数は、平成25年度に増加しましたが、平成26年度は再び減少に転じています。市では、都の注意報を受けて、防災無線、学校等へのFAX、ふっさ情報メールで情報提供しています。</p> <p>〈光化学スモッグ注意報発令件数〉（光化学オキシダント0.12ppm以上で発令） (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 東部</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>区 北部</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>区 西部</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>区 南部</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>多摩北部</td> <td>11</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>多摩中部</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>多摩西部(福生市)</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>多摩南部</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>63</td> <td>21</td> <td>19</td> <td>65</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table>						H22	H23	H24	H25	H26	区 東部	6	1	3	5	2	区 北部	7	2	2	5	2	区 西部	7	5	3	8	3	区 南部	5	2	3	7	4	多摩北部	11	2	2	12	8	多摩中部	10	3	2	11	5	多摩西部(福生市)	9	3	2	8	5	多摩南部	8	3	2	9	4	合 計	63	21	19	65	33
	H22	H23	H24	H25	H26																																																												
区 東部	6	1	3	5	2																																																												
区 北部	7	2	2	5	2																																																												
区 西部	7	5	3	8	3																																																												
区 南部	5	2	3	7	4																																																												
多摩北部	11	2	2	12	8																																																												
多摩中部	10	3	2	11	5																																																												
多摩西部(福生市)	9	3	2	8	5																																																												
多摩南部	8	3	2	9	4																																																												
合 計	63	21	19	65	33																																																												
用語説明																																																																	
光化学オキシダント	自動車や工場などから排出された大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線の紫外線によって化学反応をおこし、生成される過酸化物の総称。																																																																
光化学スモッグ	夏の日差しが強く無風状態のときに発生しやすく、目が刺激でチカチカしたり、のどが痛くなったり、時には視力障害や呼吸困難を引き起こす。光化学オキシダントが原因物質とされ、その濃度の1時間値が0.12ppm以上になりそうな場合に注意報が発令される。典型的なスモッグは、ラッシュアワーの都市交通が原因だが、最近では東アジアからの流入による越境大気汚染と都市大気汚染の両者が原因と考えられている。																																																																

### 光化学スモッグ注意報はなぜ発令されるの

光化学スモッグは、窒素酸化物と揮発性有機化合物(VOC)を微量に含む大気が紫外線を受け、光化学反応(光のエネルギーによって起こる反応)を起こし、発生した煙(smoke)と霧(fog)の混合物です。夏は日差しが強くまた気温も高いため、光化学反応が起こりやすくなります。反応が起こると、オキシダントやアルデヒド、微小な粒子状の物質(浮遊粒子状物質)などが大気中にでき、その濃度が高い場合には人体に被害が発生することがあります(日本では、杉並区の学校校庭でクラブ活動中の女子高生たちが呼吸困難で倒れた事例があります)。そのため、東京都知事は、大気の汚染が人の健康に影響を及ぼす恐れがある場合に注意報を発令しています。

光化学スモッグは、原因となる物質が大気の流れで反応しながら郊外へ流れていくため、都心部よりもその周辺部で多く発生する傾向があります。西多摩地域は山が多く、南風が吹き込む傾向があり、都内では光化学スモッグができやすい地域です。市民の皆さんも注意報が発令された場合には外出を控えるなどの対策をお願いします。

## 2 水環境

項目名	1) 河川および下水道(雨水管)		
目標値	環境基準	いつまで	長期(35年度)
結果	<p>河川水質の環境基準は、国の「生活環境の保全に関する環境基準」を使用します。また、下水道(雨水管)については水質汚濁防止法の基準を適用しています。市では、pH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質量)について、多摩川、下の川、都市下水路、本町幹線箇所を7箇所で年6回定期的に調査しています。多摩川については、流域の2区17市町村が多摩川流域協議会をつくり、基準項目などの合同調査を年2回実施しています。</p> <p>市の調査項目の平成26年度の年間平均については、環境基準値、排水基準値共に全て達成しています(資料編P94~P95参照)。</p> <p>The figure consists of three vertically stacked line graphs. The top graph shows pH levels (5.50 to 9.00) for Tamagawa (blue dashed line with diamonds) and Shiozawa River (pink dashed line with squares). The middle graph shows pH levels for Urban Sewerage (blue solid line with diamonds) and Honchō Main Line (pink dashed line with squares). The bottom graph shows BOD levels (0.00 to 4.00 mg/l) for Tamagawa (blue dashed line with diamonds) and Shiozawa River (pink dashed line with squares). All graphs include horizontal lines representing environmental standards (pH 6.5 to 8.5, BOD 0.5 to 2.0 mg/l).</p>		

### 3章 今年度の現状と取り組み(目標に対する結果)

	<p>The figure consists of three vertically stacked line graphs. The top graph shows BOD levels (mg/l) from 0.00 to 180.00. The middle graph shows SS levels (mg/l) from 0.0 to 50.0. The bottom graph shows SS levels (mg/l) from 0.0 to 250.0. All graphs have time points H22, H23, H24, H25, and H26 on the x-axis. Reference lines indicate discharge standards (排水基準) and environmental standards (環境基準).</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>測定年</th> <th>本町幹線 (mg/l)</th> <th>都市下水道 (mg/l)</th> <th>多摩川 (mg/l)</th> <th>下の川 (mg/l)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">BOD</td> <td>H22</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">SS (上段)</td> <td>H22</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">SS (下段)</td> <td>H22</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> <td>~10</td> </tr> </tbody> </table>	項目	測定年	本町幹線 (mg/l)	都市下水道 (mg/l)	多摩川 (mg/l)	下の川 (mg/l)	BOD	H22	~10	~10	-	-	H23	~10	~10	~10	~10	H24	~10	~10	~10	~10	H25	~10	~10	~10	~10	H26	~10	~10	~10	~10	SS (上段)	H22	~10	~10	~10	~10	H23	~10	~10	~10	~10	H24	~10	~10	~10	~10	H25	~10	~10	~10	~10	H26	~10	~10	~10	~10	SS (下段)	H22	~10	~10	~10	~10	H23	~10	~10	~10	~10	H24	~10	~10	~10	~10	H25	~10	~10	~10	~10	H26	~10	~10	~10	~10
項目	測定年	本町幹線 (mg/l)	都市下水道 (mg/l)	多摩川 (mg/l)	下の川 (mg/l)																																																																																
BOD	H22	~10	~10	-	-																																																																																
	H23	~10	~10	~10	~10																																																																																
	H24	~10	~10	~10	~10																																																																																
	H25	~10	~10	~10	~10																																																																																
	H26	~10	~10	~10	~10																																																																																
SS (上段)	H22	~10	~10	~10	~10																																																																																
	H23	~10	~10	~10	~10																																																																																
	H24	~10	~10	~10	~10																																																																																
	H25	~10	~10	~10	~10																																																																																
	H26	~10	~10	~10	~10																																																																																
SS (下段)	H22	~10	~10	~10	~10																																																																																
	H23	~10	~10	~10	~10																																																																																
	H24	~10	~10	~10	~10																																																																																
	H25	~10	~10	~10	~10																																																																																
	H26	~10	~10	~10	~10																																																																																
<b>用語説明</b>																																																																																					
pH	pH は、水素イオン濃度と言って水の酸性・中性・アルカリ性の度合いを示す指標となる。pH7が中性でそれよりも数字が大きくなると(pH10など)アルカリ性、小さくなると(pH3など)酸性になる。川や湖が極端に酸性化すると水は澄んできれいになるが、そこには一匹の魚もいない死の水となる。川や湖の水が強いアルカリ性を示す場合は、近くに強いアルカリの廃液を出す場所があると考えられる。																																																																																				
BOD	Biochemical oxygen demand の略。生物化学的酸素要求量のこと。好気性バクテリアにより分解される、水中にある有機物の量の目安。正確には、バクテリアに適当な環境下において、水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標の1つとなる。																																																																																				
SS	Suspended Solids の略。浮遊物質のこと。SS は水の外見上の“きれいさ”を決める最大の要因。水中に浮遊している直径 0.5~1 μm フィルターに残存する物質のことと、粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。河川での SS の環境基準値は類型別に定められており、25mg/l以下～100mg/l以下。ただし、河川の SS は粘土などであったり、雨による増水で巻き上げられた砂であったりするので、値が高いから汚いとは限らない。																																																																																				

項目名	2)地下水																																																																																																																																																																																																																	
目標値	環境基準			いつまで			長期(35年度)																																																																																																																																																																																																											
結果	<p>地下水は地下水汚染の監視を目的に、民間の井戸で水質調査を実施しています。平成26年度は2地点で一般細菌が、1地点でテトラクロロエチレンが環境基準を超過しました。また、2地点で大腸菌群数が検出されました。詳細データは資料編(P98～P100)に掲載しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>単位</th><th>基準値</th><th>地点1</th><th>地点2</th><th>地点3</th><th>地点4</th><th>地点5</th><th>地点6</th><th>地点7</th><th>地点8</th><th>地点9</th><th>地点10</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td><td>mg/ℓ</td><td>10以下</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>塩化物イオン</td><td>mg/ℓ</td><td>200以下</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>有機物(TOCの量)</td><td>mg/ℓ</td><td>3以下</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>一般細菌</td><td>個/ℓ</td><td>100以下</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>大腸菌群数</td><td></td><td>検出されないこと。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>検出</td><td>○</td><td>検出</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>鉄</td><td>mg/ℓ</td><td>0.3以下</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>マンガン</td><td>mg/ℓ</td><td>0.05以下</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>pH</td><td></td><td>5.8～8.6</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>臭気</td><td></td><td>異常でないこと。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>味</td><td></td><td>異常でないこと。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>色度</td><td></td><td>5度以下</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>濁度</td><td></td><td>2度以下</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td><td>mg/ℓ</td><td>0.01以下</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td><td>mg/ℓ</td><td>0.01以下</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>1, 1, 1-トリクロロエタン</td><td>mg/ℓ</td><td>1以下</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>(環境基準達成○ 未達成×)</p>			単位	基準値	地点1	地点2	地点3	地点4	地点5	地点6	地点7	地点8	地点9	地点10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	10以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	塩化物イオン	mg/ℓ	200以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有機物(TOCの量)	mg/ℓ	3以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一般細菌	個/ℓ	100以下	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	大腸菌群数		検出されないこと。	○	○	○	検出	○	検出	○	○	○	○	鉄	mg/ℓ	0.3以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	マンガン	mg/ℓ	0.05以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	pH		5.8～8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	臭気		異常でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	味		異常でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	色度		5度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	濁度		2度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/ℓ	1以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	単位	基準値	地点1	地点2	地点3	地点4	地点5	地点6	地点7	地点8	地点9	地点10																																																																																																																																																																																																						
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	10以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
塩化物イオン	mg/ℓ	200以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
有機物(TOCの量)	mg/ℓ	3以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
一般細菌	個/ℓ	100以下	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
大腸菌群数		検出されないこと。	○	○	○	検出	○	検出	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
鉄	mg/ℓ	0.3以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
マンガン	mg/ℓ	0.05以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
pH		5.8～8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
臭気		異常でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
味		異常でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
色度		5度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
濁度		2度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/ℓ	1以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
用語説明																																																																																																																																																																																																																		
亜硝酸(HNO <sub>2</sub> )	亜硝酸は、動植物の腐敗物、排泄物などによる水環境の汚染の代表的な指標の一つ。水中の酸素を多量に消費するので、亜硝酸性窒素が多量に含まれると、酸素が著しく少くなり、魚等の生物が窒息死する。																																																																																																																																																																																																																	
塩化物イオン(Cl <sup>-</sup> )	塩化物イオンは、海水中には約19g/ℓ、表流水では一般に数mg/ℓ程度含まれる。海岸地帯では海水の浸透、風送塩の影響で表流水中の濃度が高くなることもある。水道法水質基準値は、200mg/ℓ以下。塩素イオンが増加した場合、家庭排水、工場排水、し尿等の混入汚染が考えられるため、人為的汚染の有無を判断する指標ともなる。																																																																																																																																																																																																																	
項目名	2)地下水																																																																																																																																																																																																																	
目標値	環境基準			いつまで			長期(35年度)																																																																																																																																																																																																											
結果	<p>地下水は地下水汚染の監視を目的に、民間の井戸で水質調査を実施しています。平成26年度は2地点で一般細菌が、1地点でテトラクロロエチレンが環境基準を超過しました。また、2地点で大腸菌群数が検出されました。詳細データは資料編(P98～P100)に掲載しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>単位</th><th>基準値</th><th>地点1</th><th>地点2</th><th>地点3</th><th>地点4</th><th>地点5</th><th>地点6</th><th>地点7</th><th>地点8</th><th>地点9</th><th>地点10</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td><td>mg/ℓ</td><td>10以下</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>塩化物イオン</td><td>mg/ℓ</td><td>200以下</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>有機物(TOCの量)</td><td>mg/ℓ</td><td>3以下</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>一般細菌</td><td>個/ℓ</td><td>100以下</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>大腸菌群数</td><td></td><td>検出されないこと。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>検出</td><td>○</td><td>検出</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>鉄</td><td>mg/ℓ</td><td>0.3以下</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>マンガン</td><td>mg/ℓ</td><td>0.05以下</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>pH</td><td></td><td>5.8～8.6</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>臭気</td><td></td><td>異常でないこと。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>味</td><td></td><td>異常でないこと。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>色度</td><td></td><td>5度以下</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>濁度</td><td></td><td>2度以下</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td><td>mg/ℓ</td><td>0.01以下</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td><td>mg/ℓ</td><td>0.01以下</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>1, 1, 1-トリクロロエタン</td><td>mg/ℓ</td><td>1以下</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>(環境基準達成○ 未達成×)</p>			単位	基準値	地点1	地点2	地点3	地点4	地点5	地点6	地点7	地点8	地点9	地点10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	10以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	塩化物イオン	mg/ℓ	200以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有機物(TOCの量)	mg/ℓ	3以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一般細菌	個/ℓ	100以下	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	大腸菌群数		検出されないこと。	○	○	○	検出	○	検出	○	○	○	○	鉄	mg/ℓ	0.3以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	マンガン	mg/ℓ	0.05以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	pH		5.8～8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	臭気		異常でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	味		異常でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	色度		5度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	濁度		2度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/ℓ	1以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	単位	基準値	地点1	地点2	地点3	地点4	地点5	地点6	地点7	地点8	地点9	地点10																																																																																																																																																																																																						
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	10以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
塩化物イオン	mg/ℓ	200以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
有機物(TOCの量)	mg/ℓ	3以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
一般細菌	個/ℓ	100以下	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
大腸菌群数		検出されないこと。	○	○	○	検出	○	検出	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
鉄	mg/ℓ	0.3以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
マンガン	mg/ℓ	0.05以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
pH		5.8～8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
臭気		異常でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
味		異常でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
色度		5度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
濁度		2度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/ℓ	1以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																						
用語説明																																																																																																																																																																																																																		
亜硝酸(HNO <sub>2</sub> )	亜硝酸は、動植物の腐敗物、排泄物などによる水環境の汚染の代表的な指標の一つ。水中の酸素を多量に消費するので、亜硝酸性窒素が多量に含まれると、酸素が著しく少くなり、魚等の生物が窒息死する。																																																																																																																																																																																																																	
塩化物イオン(Cl <sup>-</sup> )	塩化物イオンは、海水中には約19g/ℓ、表流水では一般に数mg/ℓ程度含まれる。海岸地帯では海水の浸透、風送塩の影響で表流水中の濃度が高くなることがある。水道法水質基準値は、200mg/ℓ以下。塩素イオンが増加した場合、家庭排水、工場排水、し尿等の混入汚染が考えられるため、人為的汚染の有無を判断する指標ともなる。																																																																																																																																																																																																																	

### 3章 今年度の現状と取り組み(目標に対する結果)

有機物(過マンガ ン酸カリウム消費 量)	水の有機物汚染等を知るために、水中の被酸化性物質によって消費される過マンガン酸カリウムの量。有機物とは、炭素を含む化合物の中で、炭素と酸素からなるもの(一酸化炭素や二酸化炭素以外)を言う。有機物には、生物体内で作られる炭水化物、脂肪、蛋白質等のほか、無数の人工的に合成された有機化合物がある。水道法水質基準値は、3mg/l以下。過マンガン酸カリウム消費量が増加する原因としては、原水への産業排水、下水、し尿などの流入、浄水処理の不調や配・給水系統への汚水の混入、及び生物の管内における繁殖等が考えられる。
一般細菌	一般細菌とは、従属栄養細菌のうち混血動物の体温付近で比較的短時間に集落を形成する細菌を言う。一般細菌にはさまざまなものがあるが、水生細菌群、土壤由来細菌群、下水由来細菌群の3群に分けられる。水道法水質基準では、1ml中の集落数が100個以下。河川水では水温の変化や降雨によって著しく影響を受けるので、細菌数が多い値を示しても、必ずしもし尿などの汚染の影響を受けているとは言えない。
大腸菌群数	大腸菌群数とは、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のこと。河川での大腸菌群数の環境基準値は類型別に定められており、100ml中の量が50MPN以下～5000MPN以下。飲料水は検出するだけで不適合となる。水中の大腸菌群数は、屎尿汚染の指標として使われる。
鉄(Fe)	鉄は、自然界において酸素、ケイ素、アルミニウムについて多く存在する物質で、地殻中に約5.6%含まれており、自動車、鉄道、機械など広い範囲に使用されている。流域の地質によっては自然水中にもかなり多量に含まれているので、水質調査では普通溶解性のものだけを問題とする。また、鉄は、生物にとって重要な栄養素の一つで、通常の自然水でみられるような濃度ではその毒性が問題になることはないが、鉄分が多いと水に臭味や色がつくことがある。水道法水基準値は、0.3mg/l以下。
マンガン(Mn)	マンガンは灰白色または銀色の脆い金属で、地殻中に約950mg/kg、海水中には約0.3μg/l含まれている。主な用途としては、特殊鋼、乾電池、写真材料、ガソリン中のアンチノック剤等がある。生体必須元素の一つであるが、多量に摂取すると神経障害を中心とする慢性中毒を起こす。鉄と同様の理由で、水質調査では通常、溶解性のものだけを問題とする。水道法水質基準値は、0.3mg/l以下。 汚染場所は、マンガン鉱山、マンガン精錬所、マンガン工場からの粉じんや排煙など。
pH	P30に記載済み
トリクロロエチレン	無色透明の液体。主な用途としては、金属機械部品等の脱油洗浄、ドライクリーニング、香料等の抽出、染料の溶剤等がある。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られている。水道法水質基準値は、0.03mg/l以下。工場からの廃液等による地下水汚染の進行が懸念されている。
テトラクロロエチ レン	テトラクロロエチレンは、揮発性有機塩素系化合物の一種で無色透明の液体。主な用途としては、ドライクリーニング、溶剤等がある。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られている。水道法水質基準値は、0.01mg/l以下。工場からの廃液等による地下水汚染の進行が懸念されている。
1, 1, 1-トリクロ ロエタン	1,1,1-トリクロロエタンは、有機塩素化合物の一種で甘い臭いを持つ無色透明の液体。主な用途としては、金属洗浄剤、ドライクリーニング用溶剤等がある。人体への影響としては、中枢神経障害が知られている。水道法水質基準値は、0.03mg/l以下。工場からの廃液等による地下水汚染の進行が懸念されている。

### 3章 今年度の現状と取り組み(目標に対する結果)

項目名	3)工場排水				
目標値	環境基準	いつまで	長期(35年度)		
結果	工場排水は、水質汚濁防止法の基準を適用しています。平成26年度の調査結果では、全て基準値以下でした。詳細データは資料編(P101)に掲載しています。				
	基準値	単位	A工場	B工場	
pH(水素イオン濃度)	5.8～8.6		○	○	
pH測定時水温	40℃以下	℃	○	○	
BOD(生物化学的酸素要求量)	160	mg/ℓ	○	○	
COD(化学的酸素要求量)	160	mg/ℓ	○	○	
SS(浮遊物質量)	200	mg/ℓ	○	○	
カドミウム及びその化合物	0.03	mg/ℓ	○	○	
鉛及びその化合物	0.1	mg/ℓ	○	○	
水銀及びアルキル水銀・その他の化合物	0.005	mg/ℓ	○	○	
銅含有量	3	mg/ℓ	○	○	
亜鉛含有量	2	mg/ℓ	○	○	
溶解性鉄含有量	10	mg/ℓ	○	○	
(環境基準達成○ 未達成×)					
用語説明					
pH	P30に記載済み				
BOD	P30に記載済み				
COD	Chemical Oxygen Demand の略。化学的酸素要求量。CODの値が高いと、水中の酸素を消費する物質がたくさん入っていると考えられ、生活排水などが混入していると考えられる。COD値が高いと水中の酸素が不足し、生物が住めなくなる。水の汚れを示す代表的な指標。				
SS	P30に記載済み				
カドミウム(Cd)	カドミウムは、青白色の光沢を持つ柔らかい金属。地殻中の存在量は約0.02mg/kgとわずかであるが、亜鉛と共に存する形で自然界に広く分布しており、特に汚染を受けていない地表水や地下水にも、亜鉛の1/100から1/150程度の量(約0.1～0.5μg/ℓ)が含まれると言われている。主な用途としては、顔料、プラスチック、電池、金属加工等がある。人体に対する毒性は強く、急性毒性では数グラムの摂取で激しい胃腸炎を起こす。公害病として有名なイタイイタイ病は、顔料、プラスチック、電池、金属加工工場からの排水が原因とされ、慢性中毒による腎機能障害、カルシウム代謝異常に、妊娠、授乳、栄養素としてのカルシウム不足などの要因が重なって発症した重症の骨軟化症とされている。地下水の水質汚濁に関する環境基準値は、0.01mg/ℓ以下。				

鉛(Pb)	鉛は、蒼白色のやわらかく重い金属で、地殻中の存在量は約 13mg/kg。古くから人類に利用されてきた金属の 1つで、現在でもそのさびにくさ、加工しやすさを利用して鉛管、板、蓄電池等、金属のまま使用されるほか、その化合物も広く利用されている。人体への影響としては、貧血や中枢神経等への影響がある。地下水の水質汚濁に関する環境基準値は、0.01 mg/l以下。鉛蓄電池、ハンダ、顔料、塗料、うわぐすり等の工場からの排水が原因で環境に影響を及ぼす。
水銀(Hg)	水銀は、無機水銀と次項で述べる有機水銀をあわせたもの。水銀は銀白色で、常温では唯一の液体金属。地殻中の存在量は約 0.08mg/kg で、主に赤色硫化物である辰砂(HgS)として産出される。水銀は古くから知られており、防腐、消毒等のほか金鉱山での金の精錬にも使用してきた。現在でも化学品製造、医薬品、乾電池などに使用されている。地下水の水質汚濁に関する環境基準値は、0.0005 mg/l以下。慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られ、化学工業、化学薬品製造工場、食塩電解工場、医薬品製造工場等での製造工程において水銀を使用する場合があり、排水中に含まれることが多い。
銅(Cu)	銅は、銀に次いで電気を通しやすい金属である。自然界に広く分布しており、地殻中に約 55mg/kg、海水中に約 0.6 μg/l含まれている。主な用途としては、電線、合金、貨幣、農薬や医薬品の製造原料等がある。生体必須元素の 1 つであるが、大量に摂取すると慢性中毒を起こす。水道法水質基準値は、1.0 mg/l以下。銅の汚染源としては、鉱山排水、金属関係工場からの排水、大気粉塵からの溶出などがある。
亜鉛(Zn)	亜鉛は、青みを帯びた銀白色の金属である。自然界に広く分布しており、地殻中に約 70mg/kg、海水中には約 0.004mg/l含まれる。主な用途としては、鉄製品のメッキ、乾電池の陰極、合金等がある。生体必須元素の 1 つであるが、大量に摂取すると呼吸器や消化器に障害を起こす。水道法水質基準値は、1.0 mg/l以下。亜鉛の汚染源としては、鉱山排水、金属製品工場の排水等があげられる。
鉄(Fe)	P32 に記載済み

### 河川に与える生活排水の影響は?

毎日私たちは何気なく生活排水を出しています。ところで現在、その生活排水が水質汚濁の原因の 60%~70%を占めると言われています。いったい何が問題となるのでしょうか。

まず、石けんや洗剤などの化学物質を流しているのですから、そういった化学物質による汚染が思い浮かぶかと思いますが、しかし最も大きな問題は河川の富栄養化です。

河川の富栄養化は、生活排水が流れ込むことで、河川に植物プランクトンの栄養となるような化学物質が増大することです。これによって、河川にいる植物プランクトンが増大し、著しくなると、アオコや赤潮の発生を招きます。

では、富栄養化を防ぐために、私たちはどうすればよいのでしょうか。浄化槽法による規制もありますが、根本的な解決には一人ひとりの心がけが不可欠あり、対処法の一つとして、植物の栄養となる窒素やリンを含む排水を出さないように心がけることがあげられます。

### 3 騒音

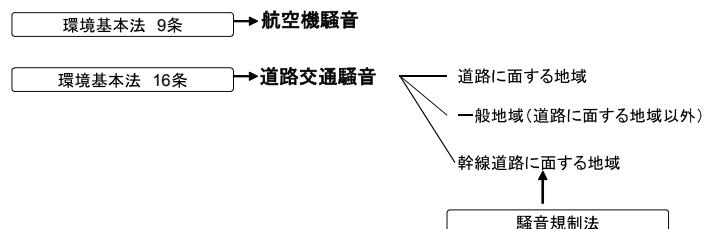
環境基本法(平成5年法)の第16条および第9条によって、道路交通騒音と航空機騒音に対して『生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい騒音に係る基準』が設定されています。また道路交通騒音の中でも、幹線交通に関しては、騒音規制法第17条によって要請限度(設定された数値を超えて、かつ、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請できる数値)が設定されています。これによって、環境基準の達成を促進しています。また、道路交通振動についても振動規制法第16条に基づき、要請限度が設定されています。

また、平成24年度から騒音規制法第18条に基づき、福生市内における道路交通騒音の継続的監視として、自動車騒音面的評価(幹線道路の自動車騒音の状況についての調査)を実施しました。

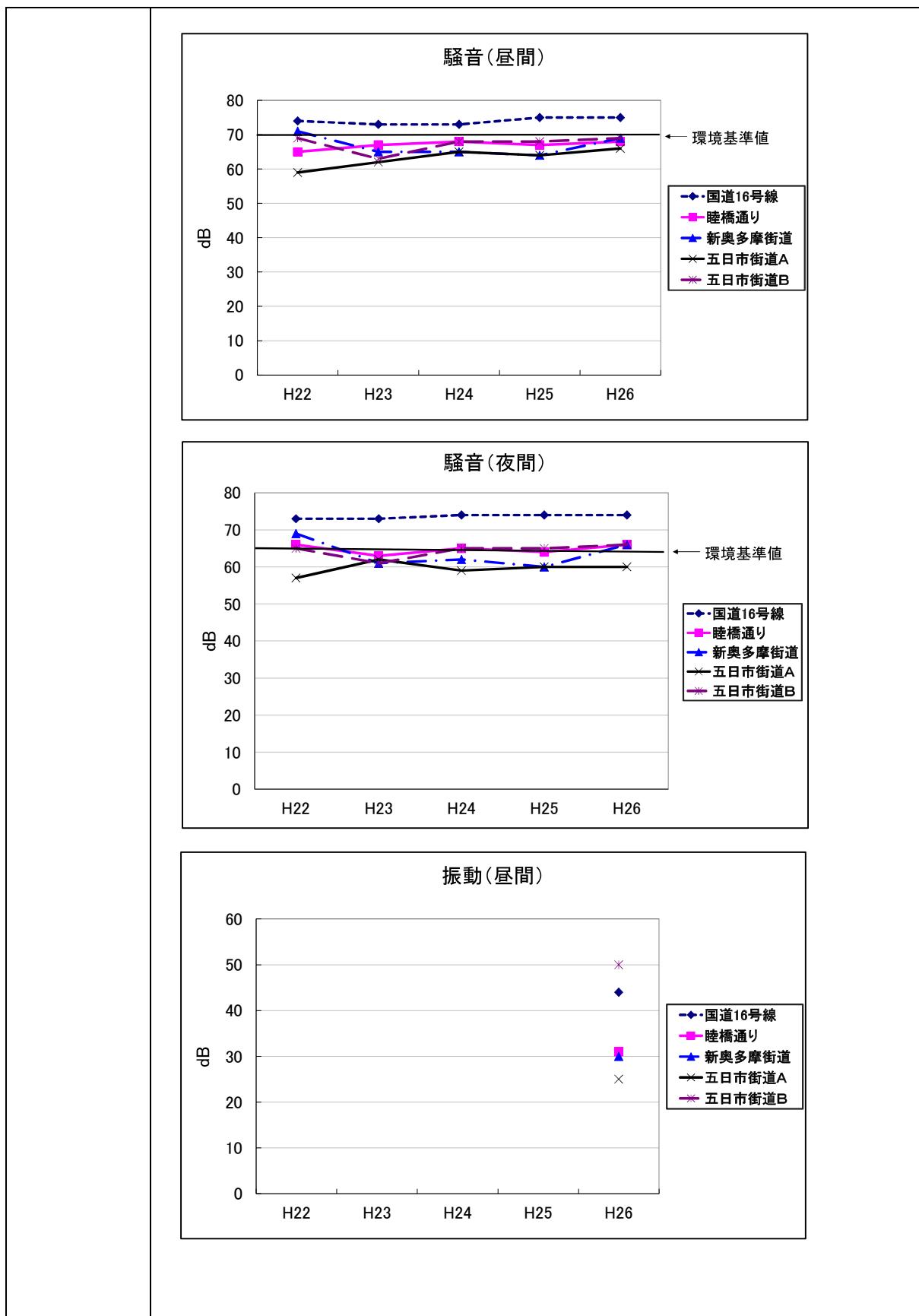
上記に基づき、1)福生市における主要幹線交通の道路騒音・振動(要請限度) 2)自動車騒音面的評価 3)航空機騒音 4)福生市における主要な道路騒音 の4つを調べました。振動については平成26年度から調査を開始しました。

航空機騒音は誘導灯付近において今年度も環境基準を大きく上回る結果となりました。

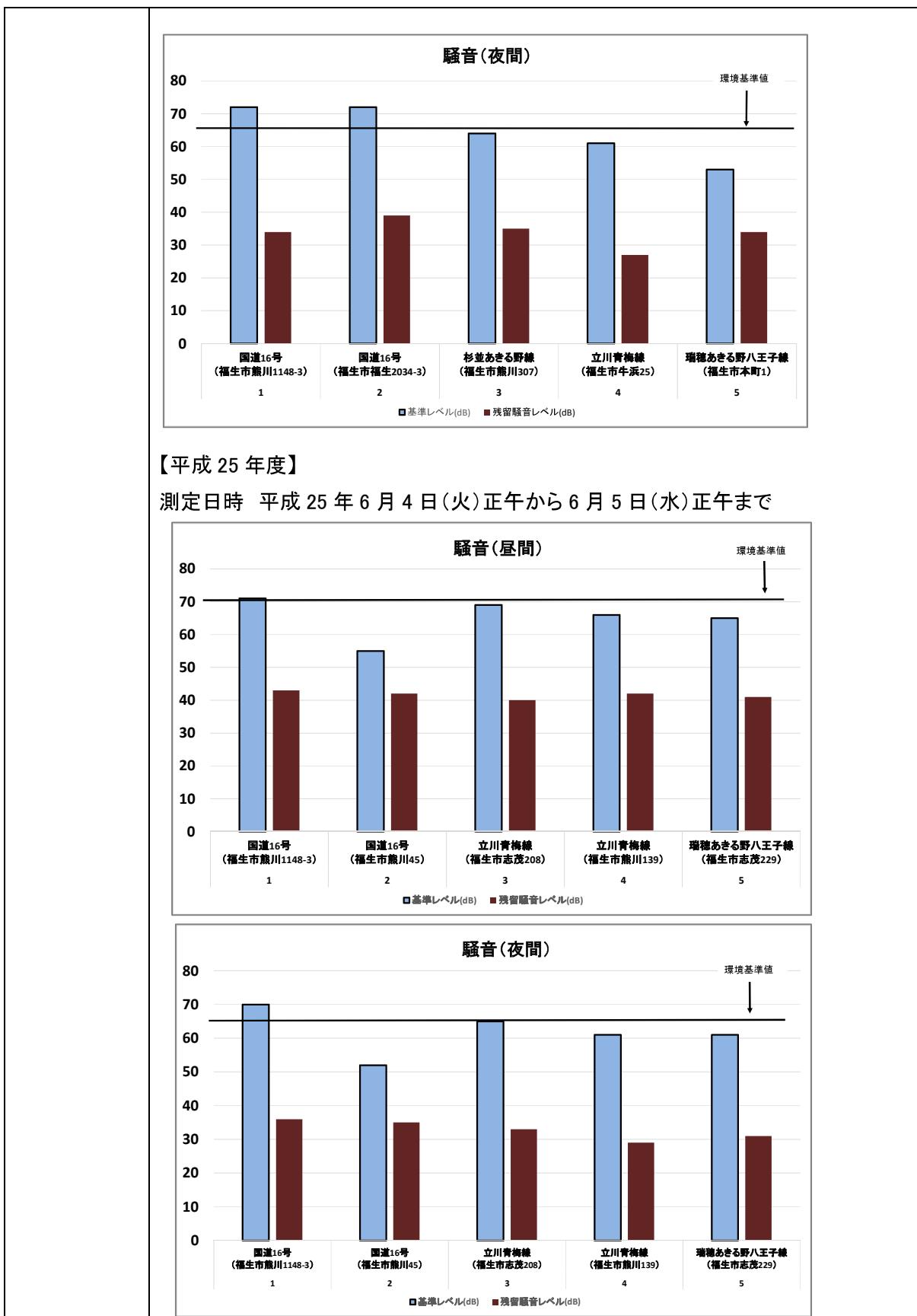
道路交通騒音に関しては、測定地点46のうち8地点が環境基準を超える結果となりました。横田ホーム前は昼間・夜間ともに要請限度を超える結果となり、東京都へ結果を報告しました(要請限度は75dBです)。資料編(P105～P115)参照。



項目名	1)福生市における主要幹線交通の道路騒音・振動(要請限度)		
目標値	環境基準	いつまで	長期(35年度)
結果			



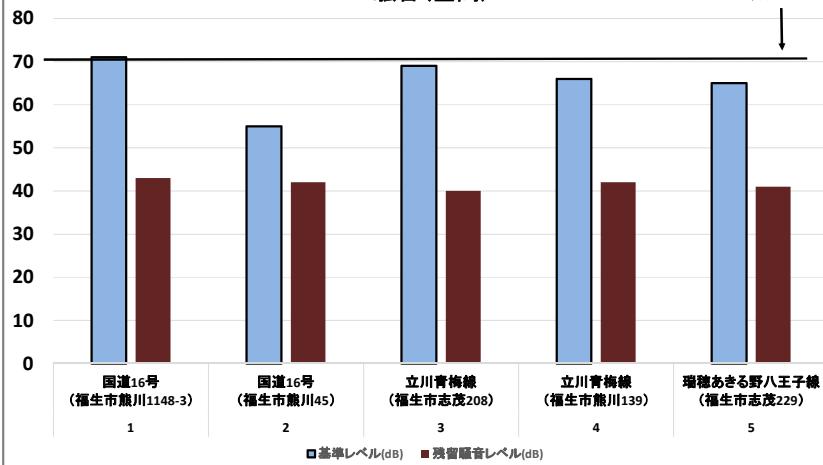
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定日</th><th>国道16号線</th><th>睦橋通り</th><th>新奥多摩街道</th><th>五日市街道A</th><th>五日市街道B</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>H23</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>H24</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>H25</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>H26</td><td>45</td><td>28</td><td></td><td>20</td><td></td></tr> </tbody> </table>	測定日	国道16号線	睦橋通り	新奥多摩街道	五日市街道A	五日市街道B	H22						H23						H24						H25						H26	45	28		20	
測定日	国道16号線	睦橋通り	新奥多摩街道	五日市街道A	五日市街道B																																
H22																																					
H23																																					
H24																																					
H25																																					
H26	45	28		20																																	
項目名	2)自動車騒音面的評価																																				
目標値	環境基準	いつまで	長期(35年度)																																		
結果	<p>【平成24年度】</p> <p>測定日時 平成24年6月4日(月)正午から6月5日(火)正午まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定地点</th> <th>標準レベル(dB)</th> <th>残留騒音レベル(dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 国道16号 (福生市熊川1148-3)</td> <td>71</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>2 国道16号 (福生市福生2034-3)</td> <td>72</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>3 杉並あきる野線 (福生市熊川307)</td> <td>68</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>4 立川青梅線 (福生市牛浜25)</td> <td>68</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>5 瑞穂あきる野八王子線 (福生市本町1)</td> <td>61</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table>	測定地点	標準レベル(dB)	残留騒音レベル(dB)	1 国道16号 (福生市熊川1148-3)	71	43	2 国道16号 (福生市福生2034-3)	72	44	3 杉並あきる野線 (福生市熊川307)	68	39	4 立川青梅線 (福生市牛浜25)	68	40	5 瑞穂あきる野八王子線 (福生市本町1)	61	45																		
測定地点	標準レベル(dB)	残留騒音レベル(dB)																																			
1 国道16号 (福生市熊川1148-3)	71	43																																			
2 国道16号 (福生市福生2034-3)	72	44																																			
3 杉並あきる野線 (福生市熊川307)	68	39																																			
4 立川青梅線 (福生市牛浜25)	68	40																																			
5 瑞穂あきる野八王子線 (福生市本町1)	61	45																																			



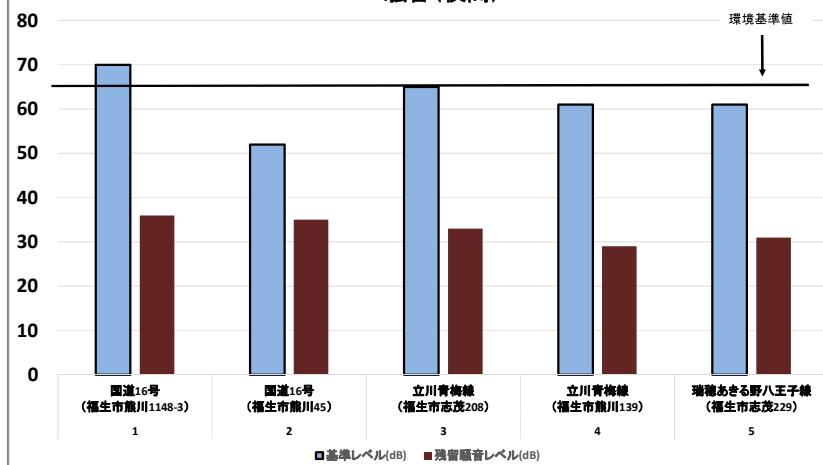
【平成 25 年度】

測定日時 平成 25 年 6 月 4 日(火)正午から 6 月 5 日(水)正午まで

騒音(夜間)



騒音(夜間)



	<p><b>【平成 26 年度】</b></p> <p>測定日時 平成 26 年7月2日(水)正午から7月3日(木)正午まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定地点</th> <th>標準レベル(dB)</th> <th>残響音レベル(dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 国道16号 (福生市熊川1148-3)</td> <td>72</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>2 杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)</td> <td>67</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>3 杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)</td> <td>65</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>4 立川青梅線 (福生市熊川204)</td> <td>69</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>5 立川青梅線 (福生市福生549-1)</td> <td>66</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>6 福生青梅線 (福生市武蔵野台1丁目16)</td> <td>65</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定地点</th> <th>標準レベル(dB)</th> <th>残響音レベル(dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 国道16号 (福生市熊川1148-3)</td> <td>72</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>2 杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)</td> <td>60</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>3 杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)</td> <td>58</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>4 立川青梅線 (福生市熊川204)</td> <td>63</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>5 立川青梅線 (福生市福生549-1)</td> <td>60</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>6 福生青梅線 (福生市武蔵野台1丁目16)</td> <td>59</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	測定地点	標準レベル(dB)	残響音レベル(dB)	1 国道16号 (福生市熊川1148-3)	72	43	2 杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)	67	39	3 杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)	65	39	4 立川青梅線 (福生市熊川204)	69	38	5 立川青梅線 (福生市福生549-1)	66	41	6 福生青梅線 (福生市武蔵野台1丁目16)	65	39	測定地点	標準レベル(dB)	残響音レベル(dB)	1 国道16号 (福生市熊川1148-3)	72	36	2 杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)	60	27	3 杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)	58	27	4 立川青梅線 (福生市熊川204)	63	31	5 立川青梅線 (福生市福生549-1)	60	27	6 福生青梅線 (福生市武蔵野台1丁目16)	59	30
測定地点	標準レベル(dB)	残響音レベル(dB)																																									
1 国道16号 (福生市熊川1148-3)	72	43																																									
2 杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)	67	39																																									
3 杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)	65	39																																									
4 立川青梅線 (福生市熊川204)	69	38																																									
5 立川青梅線 (福生市福生549-1)	66	41																																									
6 福生青梅線 (福生市武蔵野台1丁目16)	65	39																																									
測定地点	標準レベル(dB)	残響音レベル(dB)																																									
1 国道16号 (福生市熊川1148-3)	72	36																																									
2 杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)	60	27																																									
3 杉並あきる野線 (福生市北田園1丁目12)	58	27																																									
4 立川青梅線 (福生市熊川204)	63	31																																									
5 立川青梅線 (福生市福生549-1)	60	27																																									
6 福生青梅線 (福生市武蔵野台1丁目16)	59	30																																									
	<p>資料編 P108 参照。</p>																																										
<b>用語説明</b>	<p><b>騒音</b></p> <p>騒音の一般的な定義としては、「好ましくない音」「不必要的音」であるとされているが、影響面からみると極めて大きな音、音色の不愉快な音、必要な音の聴取を妨げる音、思考や休養、作業を妨げる音が騒音であるとされている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>音の聴こえる範囲</th> <th>音圧(dB)</th> <th>音として聽ける限界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ささやき声</td> <td>20</td> <td>音として聽ける限界</td> </tr> <tr> <td>静かな室内</td> <td>40</td> <td>音として聽ける限界</td> </tr> <tr> <td>通常の会話</td> <td>60</td> <td>音として聽ける限界</td> </tr> <tr> <td>幹線道路沿い</td> <td>80</td> <td>音として聽ける限界</td> </tr> <tr> <td>の走行で聴く大型トラック</td> <td>100</td> <td>音として聽ける限界</td> </tr> <tr> <td>近場で聴くジエット機の離陸音</td> <td>120</td> <td>音として聽ける限界</td> </tr> <tr> <td>音として聽ける限界</td> <td>140</td> <td>音として聽ける限界</td> </tr> </tbody> </table>	音の聴こえる範囲	音圧(dB)	音として聽ける限界	ささやき声	20	音として聽ける限界	静かな室内	40	音として聽ける限界	通常の会話	60	音として聽ける限界	幹線道路沿い	80	音として聽ける限界	の走行で聴く大型トラック	100	音として聽ける限界	近場で聴くジエット機の離陸音	120	音として聽ける限界	音として聽ける限界	140	音として聽ける限界																		
音の聴こえる範囲	音圧(dB)	音として聽ける限界																																									
ささやき声	20	音として聽ける限界																																									
静かな室内	40	音として聽ける限界																																									
通常の会話	60	音として聽ける限界																																									
幹線道路沿い	80	音として聽ける限界																																									
の走行で聴く大型トラック	100	音として聽ける限界																																									
近場で聴くジエット機の離陸音	120	音として聽ける限界																																									
音として聽ける限界	140	音として聽ける限界																																									

項目名	3)航空機騒音																				
目標値	環境基準	いつまで	長期(35 年度)																		
結果	<table border="1"> <caption>飛行回数</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>誘導灯付近 (回)</th> <th>市役所屋上 (回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>8,800</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>8,700</td> <td>3,100</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>8,000</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>11,200</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>12,000</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table>			年	誘導灯付近 (回)	市役所屋上 (回)	H22	8,800	3,000	H23	8,700	3,100	H24	8,000	2,500	H25	11,200	3,000	H26	12,000	3,500
年	誘導灯付近 (回)	市役所屋上 (回)																			
H22	8,800	3,000																			
H23	8,700	3,100																			
H24	8,000	2,500																			
H25	11,200	3,000																			
H26	12,000	3,500																			
	<table border="1"> <caption>Lden</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>誘導灯付近 (dB)</th> <th>市役所屋上 (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>68</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>68</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>68</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>69</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>69</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table>			年	誘導灯付近 (dB)	市役所屋上 (dB)	H22	68	58	H23	68	58	H24	68	58	H25	69	52	H26	69	54
年	誘導灯付近 (dB)	市役所屋上 (dB)																			
H22	68	58																			
H23	68	58																			
H24	68	58																			
H25	69	52																			
H26	69	54																			
用語説明	<p>環境基準の一部改正により評価指標を平成 25 年度より Lden に変更。平成 24 年度までは WECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル)。</p> <p>環境基準は市役所屋上が Lden62dB 以下、誘導灯付近が 57dB 以下。</p> <p>資料編(P109～P113)参照。</p>																				
Lden	<p>時間帯補正等価騒音レベル(Level day-evening-night)。1 日を通して測定された航空機騒音の全エネルギー1日あたりの平均値。ただし夕方(19 時～22 時)に測定された騒音には 5 デシベル、夜間(22 時～7 時)に測定された騒音には 10 デシベルの重みを付け評価を行う。国際的に騒音の評価指標として主流となっている。</p>																				

項目名	4)福生市における主要な道路騒音				
目標値	環境基準		いつまで	長期(35年度)	
結果	平成26年度測定結果 資料編(P114～P115)参照。 ○…環境基準以内 ×…環境基準超過				
測定地点			等価騒音レベル(LEQ) 平成26年度	環境基準	判定
No	用途地域	道路との関係			
1	準工業	一般地域	47	60	○
2	準工業	一般地域	46	60	○
3	第1種住居	沿道	71	70	×
	第1種低層	後背地	49	55	○
4	近隣商業	沿道	65	70	○
	近隣商業	後背地	56	60	○
5	第1種低層	一般地域	44	55	○
6	第1種住居	沿道	66	70	○
	第1種低層	後背地	48	55	○
7	近隣商業	沿道	74	70	×
	第1種低層	後背地	49	55	○
8	第2種低層	沿道	69	60	×
	第1種低層	後背地	59	55	×
9	第1種中高層	沿道	66	65	×
	第1種低層	後背地	46	55	○
10	第1種低層	後背地	44	55	○
	第1種中高層	沿道	60	60	○
11	第2種住居	沿道	65	70	○
	第1種低層	後背地	46	55	○
12	第1種中高層	一般地域	56	55	×
13	第1種中高層	一般地域	54	60	○
14	近隣商業	一般地域	46	65	○
15	第1種低層	一般地域	50	55	○
16	近隣商業	沿道	74	70	×
	第1種低層	後背地	52	55	○
17	第1種低層	一般地域	43	55	○
18	近隣商業	沿道	68	70	○
	近隣商業	後背地	54	60	○
19	第1種低層	一般地域	53	55	○
20	第2種中高層	沿道	63	70	○
	第1種中高層	後背地	50	55	○

3章 今年度の現状と取り組み(目標に対する結果)

	21	商 業	一 般 地 域	61	65	○
	22A	商 業	一 般 地 域	61	65	○
	22B	商 業	沿 道	68	70	○
		第 2 種 低 層	後 背 地	54	55	○
	23	第 1 種 中 高 層	沿 道	66	60	×
		第 1 種 低 層	後 背 地	52	55	○
	24	準 工 業	一 般 地 域	50	65	○
	25	近 隣 商 業	沿 道	64	65	○
		第 1 種 中 高 層	後 背 地	44	55	○
	26	第 1 種 低 層	一 般 地 域	49	60	○
	27	工 業	沿 道	65	70	○
		工 業	後 背 地	47	65	○
	28	第 1 種 低 層	一 般 地 域	47	60	○
	29	第 1 種 住 居	沿 道	65	70	○
		第 1 種 住 居	後 背 地	47	55	○
<b>用語説明</b>						
<b>等価騒音レベル(LEQ)</b>	騒音は時間によって変動する。等価騒音レベルとは、時間に対して平均値をとったもの。					

#### 4 苦情受付件数

平成 26 年度、市に寄せられた苦情は 294 件です。前年度に比べ 7 件増加しました。その背景には、大気汚染、騒音・振動の項目の苦情件数が前年度に比べ増えたことがあります。

項目名	1) 苦情受付件数																																																																																
目標値	特に設定なし	いつまで	—																																																																														
結果	<p style="text-align: center;"><b>苦情件数</b></p> <table border="1"><caption>苦情件数 (件)</caption><thead><tr><th>年度</th><th>その他</th><th>雑草</th><th>悪臭</th><th>地盤沈下</th><th>航空機騒音</th><th>低周波音</th><th>騒音・振動</th><th>土壤汚染</th><th>水質汚濁</th><th>アスベスト相談</th><th>大気汚染</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>22年度</td><td>10</td><td>5</td><td>10</td><td>5</td><td>10</td><td>5</td><td>10</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>294</td></tr><tr><td>23年度</td><td>10</td><td>5</td><td>10</td><td>5</td><td>10</td><td>5</td><td>10</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>294</td></tr><tr><td>24年度</td><td>10</td><td>5</td><td>10</td><td>5</td><td>10</td><td>5</td><td>10</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>294</td></tr><tr><td>25年度</td><td>10</td><td>5</td><td>10</td><td>5</td><td>10</td><td>5</td><td>10</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>294</td></tr><tr><td>26年度</td><td>10</td><td>5</td><td>10</td><td>5</td><td>10</td><td>5</td><td>10</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>294</td></tr></tbody></table>			年度	その他	雑草	悪臭	地盤沈下	航空機騒音	低周波音	騒音・振動	土壤汚染	水質汚濁	アスベスト相談	大気汚染	合計	22年度	10	5	10	5	10	5	10	5	5	5	5	294	23年度	10	5	10	5	10	5	10	5	5	5	5	294	24年度	10	5	10	5	10	5	10	5	5	5	5	294	25年度	10	5	10	5	10	5	10	5	5	5	5	294	26年度	10	5	10	5	10	5	10	5	5	5	5	294
年度	その他	雑草	悪臭	地盤沈下	航空機騒音	低周波音	騒音・振動	土壤汚染	水質汚濁	アスベスト相談	大気汚染	合計																																																																					
22年度	10	5	10	5	10	5	10	5	5	5	5	294																																																																					
23年度	10	5	10	5	10	5	10	5	5	5	5	294																																																																					
24年度	10	5	10	5	10	5	10	5	5	5	5	294																																																																					
25年度	10	5	10	5	10	5	10	5	5	5	5	294																																																																					
26年度	10	5	10	5	10	5	10	5	5	5	5	294																																																																					
	資料編(P116～P117)参照。																																																																																

## 5 緑化

項目名	1)保存樹林地、保存樹木、保存生垣奨励金・生垣設置補助金																																																																								
目標値	緑地面積の拡大(380ha)	いつまで	—																																																																						
結果	<p>市民所有の保存樹林地「宅地介在山林・一般山林」に対し、奨励金を交付し保存管理していただいている。また、高さ 10m 以上・幹の周囲 1m 以上の樹木及び公道に面している高さ 1m 以上・長さ5m 以上の生垣にも奨励金を交付しています。平成 26 年度は、保存樹林地が宅地介在山林 5 件 4,801 m<sup>2</sup>、一般山林 4 件 1,348 m<sup>2</sup>、保存樹木は 39 件 177 本、保存生垣は 152 件 158 箇所 3,143m でした。</p>																																																																								
<b>①保存樹林地</b>																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種別</th> <th>件数</th> <th>筆数</th> <th>面積(m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成22年度</td><td>宅地介在山林</td><td>6</td><td>12</td><td>8,025.00</td></tr> <tr> <td>一般山林</td><td>4</td><td>7</td><td>1,348.00</td></tr> <tr> <td>計</td><td>10</td><td>19</td><td>9,373.00</td></tr> <tr> <td rowspan="3">平成23年度</td><td>宅地介在山林</td><td>5</td><td>10</td><td>6,003.00</td></tr> <tr> <td>一般山林</td><td>4</td><td>7</td><td>1,348.00</td></tr> <tr> <td>計</td><td>9</td><td>17</td><td>7,351.00</td></tr> <tr> <td rowspan="3">平成24年度</td><td>宅地介在山林</td><td>5</td><td>7</td><td>4,801.00</td></tr> <tr> <td>一般山林</td><td>4</td><td>7</td><td>1,348.00</td></tr> <tr> <td>計</td><td>9</td><td>14</td><td>6,149.00</td></tr> <tr> <td rowspan="3">平成25年度</td><td>宅地介在山林</td><td>5</td><td>7</td><td>4,801.00</td></tr> <tr> <td>一般山林</td><td>4</td><td>7</td><td>1,348.00</td></tr> <tr> <td>計</td><td>9</td><td>14</td><td>6,149.00</td></tr> <tr> <td rowspan="3">平成26年度</td><td>宅地介在山林</td><td>5</td><td>7</td><td>4,801.00</td></tr> <tr> <td>一般山林</td><td>4</td><td>7</td><td>1,348.00</td></tr> <tr> <td>計</td><td>9</td><td>14</td><td>6,149.00</td></tr> </tbody> </table>					種別	件数	筆数	面積(m <sup>2</sup> )	平成22年度	宅地介在山林	6	12	8,025.00	一般山林	4	7	1,348.00	計	10	19	9,373.00	平成23年度	宅地介在山林	5	10	6,003.00	一般山林	4	7	1,348.00	計	9	17	7,351.00	平成24年度	宅地介在山林	5	7	4,801.00	一般山林	4	7	1,348.00	計	9	14	6,149.00	平成25年度	宅地介在山林	5	7	4,801.00	一般山林	4	7	1,348.00	計	9	14	6,149.00	平成26年度	宅地介在山林	5	7	4,801.00	一般山林	4	7	1,348.00	計	9	14	6,149.00
	種別	件数	筆数	面積(m <sup>2</sup> )																																																																					
平成22年度	宅地介在山林	6	12	8,025.00																																																																					
	一般山林	4	7	1,348.00																																																																					
	計	10	19	9,373.00																																																																					
平成23年度	宅地介在山林	5	10	6,003.00																																																																					
	一般山林	4	7	1,348.00																																																																					
	計	9	17	7,351.00																																																																					
平成24年度	宅地介在山林	5	7	4,801.00																																																																					
	一般山林	4	7	1,348.00																																																																					
	計	9	14	6,149.00																																																																					
平成25年度	宅地介在山林	5	7	4,801.00																																																																					
	一般山林	4	7	1,348.00																																																																					
	計	9	14	6,149.00																																																																					
平成26年度	宅地介在山林	5	7	4,801.00																																																																					
	一般山林	4	7	1,348.00																																																																					
	計	9	14	6,149.00																																																																					
<b>②保存樹木</b>																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td><td>44</td><td>206</td></tr> <tr> <td>平成23年度</td><td>42</td><td>199</td></tr> <tr> <td>平成24年度</td><td>42</td><td>199</td></tr> <tr> <td>平成25年度</td><td>41</td><td>185</td></tr> <tr> <td>平成26年度</td><td>39</td><td>177</td></tr> </tbody> </table>					件数	本数	平成22年度	44	206	平成23年度	42	199	平成24年度	42	199	平成25年度	41	185	平成26年度	39	177																																																				
	件数	本数																																																																							
平成22年度	44	206																																																																							
平成23年度	42	199																																																																							
平成24年度	42	199																																																																							
平成25年度	41	185																																																																							
平成26年度	39	177																																																																							
<b>③保存生垣</b>																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>箇所数</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td><td>163</td><td>169</td><td>3,572.2</td></tr> <tr> <td>平成23年度</td><td>164</td><td>170</td><td>3,500.2</td></tr> <tr> <td>平成24年度</td><td>161</td><td>168</td><td>3,446.0</td></tr> <tr> <td>平成25年度</td><td>156</td><td>163</td><td>3,260.0</td></tr> <tr> <td>平成26年度</td><td>152</td><td>158</td><td>3,143.0</td></tr> </tbody> </table>					件数	箇所数	延長(m)	平成22年度	163	169	3,572.2	平成23年度	164	170	3,500.2	平成24年度	161	168	3,446.0	平成25年度	156	163	3,260.0	平成26年度	152	158	3,143.0																																														
	件数	箇所数	延長(m)																																																																						
平成22年度	163	169	3,572.2																																																																						
平成23年度	164	170	3,500.2																																																																						
平成24年度	161	168	3,446.0																																																																						
平成25年度	156	163	3,260.0																																																																						
平成26年度	152	158	3,143.0																																																																						

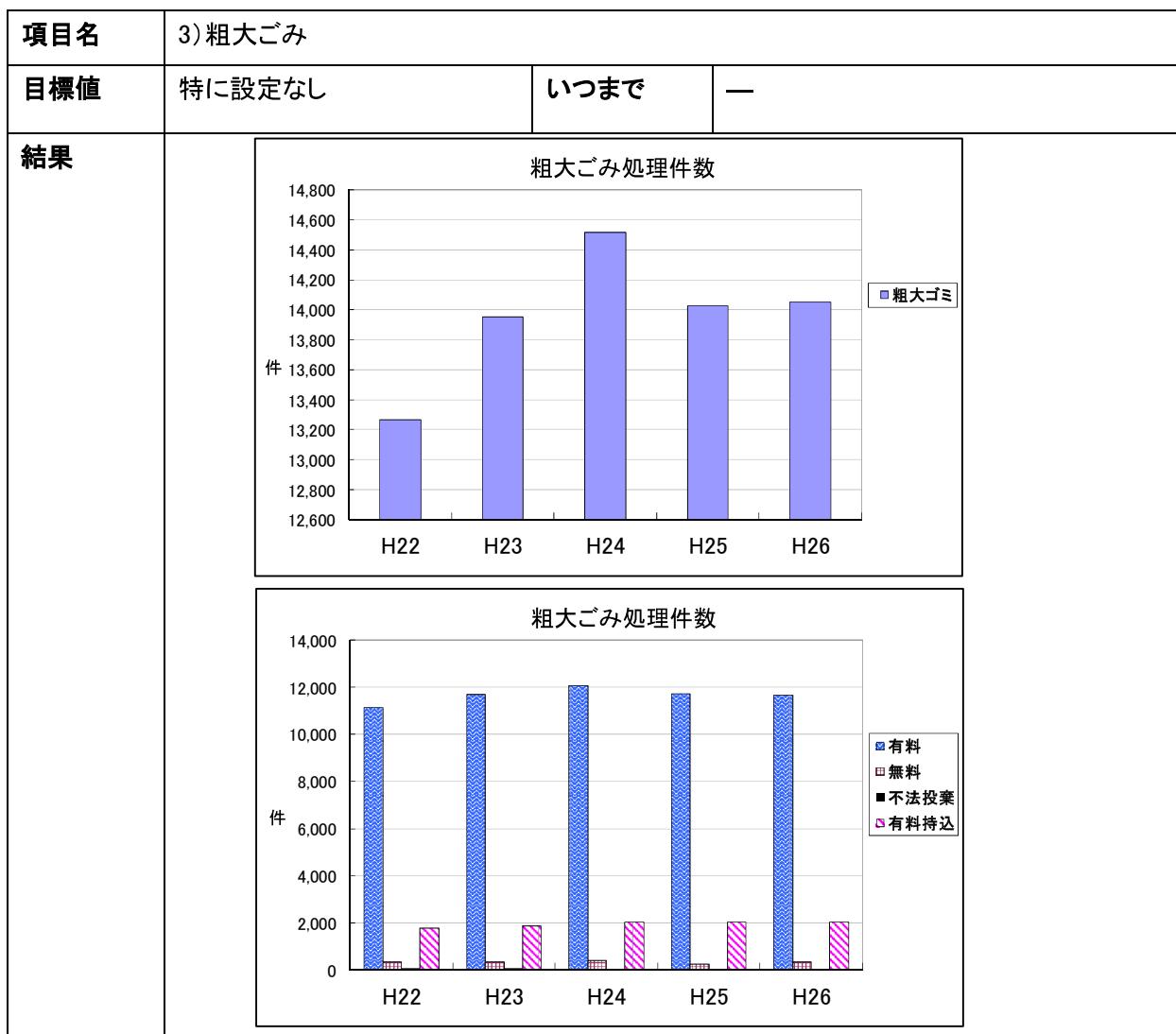
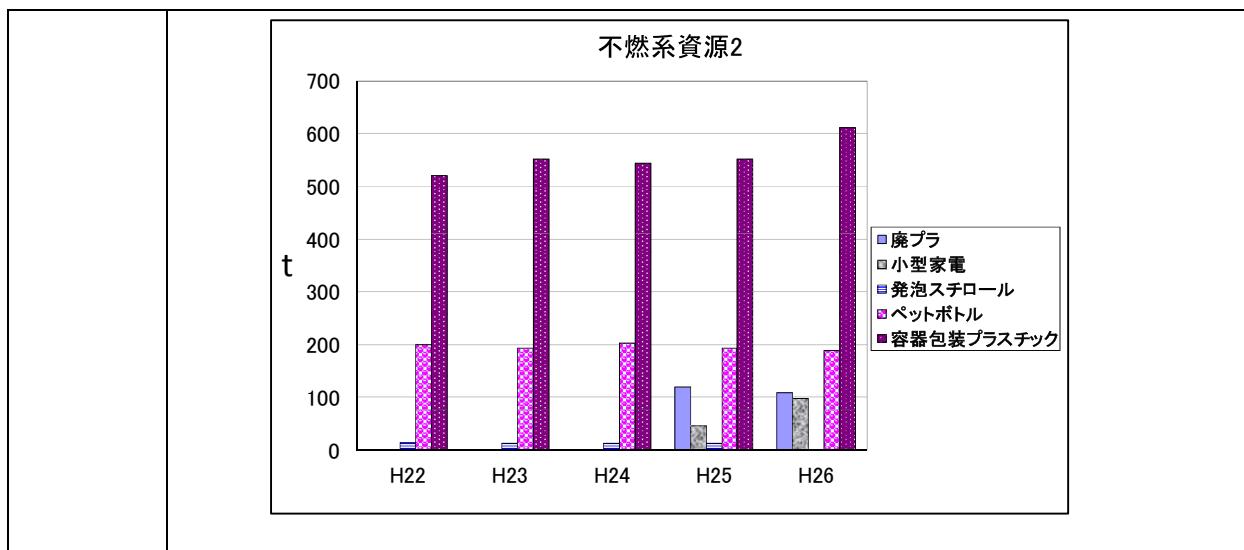
## 6 ごみ

福生市では平成14年からごみの有料化を実施しました。未実施の平成13年と比べると、平成14年では可燃ごみ14.7%減、不燃ごみ21.6%減、資源ごみ11.8%増と改善が見られました。その後、ごみの排出量は平成20年以前から徐々に減少しています。内訳のグラフを見ると、焼却するごみの量が減少していることが分かります。

平成26年4月より収集体制が変更となりました。平成25年度と比べると、可燃ごみ2.5%減、不燃ごみ16.0%減、資源ごみ4.4%増となり、ごみ量が減量し、資源量が增量する結果となりました。

項目名	1)ごみ排出量		
目標値	ごみ排出量 50%程度の削減 (基準年度H14 19,776t/年)	いつまで	長期(35年度)
結果	 		

項目名	2)資源化量																																						
目標値	資源化 50%程度	いつまで	長期(35 年度)																																				
	<table border="1"> <caption>資源化率</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>資源化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H22</td><td>32</td></tr> <tr><td>H23</td><td>32</td></tr> <tr><td>H24</td><td>32</td></tr> <tr><td>H25</td><td>32</td></tr> <tr><td>H26</td><td>32</td></tr> </tbody> </table>			年度	資源化率 (%)	H22	32	H23	32	H24	32	H25	32	H26	32																								
年度	資源化率 (%)																																						
H22	32																																						
H23	32																																						
H24	32																																						
H25	32																																						
H26	32																																						
	<table border="1"> <caption>可燃系資源</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>新聞 (t)</th> <th>雑誌 (t)</th> <th>ダンボール (t)</th> <th>古布 (t)</th> <th>紙パック (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H22</td><td>641</td><td>1,171</td><td>310</td><td>227</td><td>19</td></tr> <tr><td>H23</td><td>599</td><td>1,100</td><td>337</td><td>250</td><td>19</td></tr> <tr><td>H24</td><td>588</td><td>1,090</td><td>344</td><td>242</td><td>17</td></tr> <tr><td>H25</td><td>543</td><td>1,070</td><td>353</td><td>235</td><td>15</td></tr> <tr><td>H26</td><td>546</td><td>1,161</td><td>381</td><td>222</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <p>※平成 26 年度は雑誌に紙パックも含めている。</p>			年度	新聞 (t)	雑誌 (t)	ダンボール (t)	古布 (t)	紙パック (t)	H22	641	1,171	310	227	19	H23	599	1,100	337	250	19	H24	588	1,090	344	242	17	H25	543	1,070	353	235	15	H26	546	1,161	381	222	-
年度	新聞 (t)	雑誌 (t)	ダンボール (t)	古布 (t)	紙パック (t)																																		
H22	641	1,171	310	227	19																																		
H23	599	1,100	337	250	19																																		
H24	588	1,090	344	242	17																																		
H25	543	1,070	353	235	15																																		
H26	546	1,161	381	222	-																																		
	<table border="1"> <caption>不燃系資源1</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>生ビン (t)</th> <th>カレット (t)</th> <th>鉄類 (t)</th> <th>アルミ (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H22</td><td>40</td><td>480</td><td>400</td><td>100</td></tr> <tr><td>H23</td><td>40</td><td>470</td><td>370</td><td>100</td></tr> <tr><td>H24</td><td>30</td><td>460</td><td>380</td><td>100</td></tr> <tr><td>H25</td><td>30</td><td>470</td><td>380</td><td>100</td></tr> <tr><td>H26</td><td>30</td><td>460</td><td>330</td><td>100</td></tr> </tbody> </table>			年度	生ビン (t)	カレット (t)	鉄類 (t)	アルミ (t)	H22	40	480	400	100	H23	40	470	370	100	H24	30	460	380	100	H25	30	470	380	100	H26	30	460	330	100						
年度	生ビン (t)	カレット (t)	鉄類 (t)	アルミ (t)																																			
H22	40	480	400	100																																			
H23	40	470	370	100																																			
H24	30	460	380	100																																			
H25	30	470	380	100																																			
H26	30	460	330	100																																			



## 7 温室効果ガス

福生市では、市の事務事業に伴って排出される温室効果ガスを把握し削減目標を設定しています。また目標達成に向けて、環境マネジメントシステムの運営や、設備の省エネルギー化・新エネルギーの導入を実施しています。

各年の状況については、平成 16 年には開庁時間の拡大(水曜日 20 時まで、土曜日開庁)が本格始動し、平成 20 年度には新庁舎が建ち排出量も増加しました。平成 20 年 11 月から環境マネジメントシステムの運用が始まり、省エネ行動を促進した結果、平成 21 年度には平成 20 年度の 2.5% 減となりました。平成 22 年度は、猛暑日による空調利用などにより排出量が大幅な増加となりましたが、平成 23 年度は省エネ行動に加え、平成 23 年 3 月 11 日発生の東日本大震災に伴う、時間外開庁の縮小などにより、大幅な減少となりました。

平成 24 年度も通常業務は平成 22 年度ベースとなっている中で、平成 22 年度から比較すると大幅な削減となっております。平成 25 年度については、大雪の影響で前年度より増加しましたが、平成 26 年度については、削減となり、環境マネジメントシステムでの取り組みに加え、東日本大震災の影響によりエネルギーの削減に対する意識から日常の業務においての環境配慮行動が、エネルギーの削減(温室効果ガスの削減)に繋がっていると考えられます。

項目名	1) 温室効果ガス総排出量																								
目標値	2,906,316kg-CO <sub>2</sub> (平成 15 年を基準として 20.35% 削減)	いつまで	平成 26 年度																						
結果	<p>&lt;温室効果ガス総排出量の推移&gt;</p> <table border="1"> <caption>温室効果ガス総排出量の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>排出量 (kg-CO<sub>2</sub>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H17</td><td>4,000,572</td></tr> <tr><td>H18</td><td>4,007,013</td></tr> <tr><td>H19</td><td>3,780,124</td></tr> <tr><td>H20</td><td>3,985,951</td></tr> <tr><td>H21</td><td>3,889,671</td></tr> <tr><td>H22</td><td>4,389,426</td></tr> <tr><td>H23</td><td>3,744,214</td></tr> <tr><td>H24</td><td>3,784,187</td></tr> <tr><td>H25</td><td>3,942,067</td></tr> <tr><td>H26</td><td>3,715,678</td></tr> </tbody> </table>			年度	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	H17	4,000,572	H18	4,007,013	H19	3,780,124	H20	3,985,951	H21	3,889,671	H22	4,389,426	H23	3,744,214	H24	3,784,187	H25	3,942,067	H26	3,715,678
年度	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )																								
H17	4,000,572																								
H18	4,007,013																								
H19	3,780,124																								
H20	3,985,951																								
H21	3,889,671																								
H22	4,389,426																								
H23	3,744,214																								
H24	3,784,187																								
H25	3,942,067																								
H26	3,715,678																								
備考	<p>① 平成 21 年度までの数値は第 2 次福生市地球温暖化対策実行計画第 3 章の数値を掲載しています。</p> <p>② 排出量の内訳において平成 19 年度まではカーエアコンの使用台数による温室効果ガス発生量を算入していましたが、平成 20 年度からはより実情に即した数値とするため、走行距離により算定を行っております。</p> <p>③ 基準年である平成 15 年度の数値を②により算出すると 3,648,859kg-CO<sub>2</sub>/年となります。</p>																								

## 2 環境事業の紹介

福生市環境基本計画実行計画等で設定した事業の中から、次の42事業について紹介しています。市民参加型の事業もたくさんありますので、ご興味のある事業がありましたら是非参加してみてください。

事業番号	事業名	事業番号	事業名
1	雨水貯留槽設置助成事業	22	多摩川河川清掃
2	外来生物防除事業	23	玉川上水遊歩道を考える会
3	学習指導市民講師	24	地域猫モデル地区における猫の去勢・不妊手術費助成事業・福生地域ネコの会
4	カワラノギク保全活動	25	夏休み自然体験教室
5	環境学習教員研修	26	廃棄物減量監視事業
6	環境学習講座	27	廃棄物減量等推進員
7	環境審議会	28	廃棄物減量等推進審議会
8	かんきょう通信	29	花いっぱい運動
9	環境保全フォーラム	30	花いっぱい運動(国道16号・やなぎ通り)
10	環境マネジメントシステム	31	ふっさ環境フェスティバル
11	喫煙マナーアップキャンペーン	32	福生スクラム・マイナス50%協議会
12	熊川分水に親しむ会	33	福生まちなか涼み処・温み処
13	公園ボランティア	34	福生水辺の楽校「多摩川サポートーズ」
14	ごみ処理施設見学会	35	福生水辺の楽校「多摩川で遊ぼう!」
15	コンポストによる生ごみ等の堆肥化と食育講座等への活用	36	福生水辺の楽校 ヤマメの卵配付事業
16	サイクルシェアリング事業	37	ふっさライトダウンキャンペーン
17	市民環境大学	38	萌芽更新
18	市民農園	39	保存樹林地等奨励金交付事業
19	市民ボランティア文化財ガイド事業	40	まちづくり景観推進連絡会
20	清潔で美しいまちづくり事業	41	みどりのカーテン大作戦
21	清掃だより発行	42	理数教育推進事業

事業名	雨水貯留槽設置助成事業
事業番号	1
開始時期	平成 22 年 4 月
事業のスタイル	助成事業
構成メンバー	担当: 施設課
事業の内容	<p>【雨水貯留槽】</p> <p>市街化が進み地表がコンクリートやアスファルトで覆われたことから、雨水は地表を流れ都市型水害の発生、また地下水の涵養(カンヨウ)の妨げとなることから、都市型水害の一因と考えられている。雨水流出抑制の観点に立ち、市内の戸建住宅及び集合住宅の屋根に降った雨水を雨樋(アマドイ)から貯留するタンクの設置に対する助成金交付の制度を設けています。</p> <p>本体価格の 3 分の 2、1 基につき 5 万円を上限に助成します。</p> <p>庭の草木への水やりや防火用水の備蓄、また災害時のトイレの水の確保などに役立ちます。</p> <p>22 年度 設置数 12 基      23 年度 設置数 16 基      24 年度 設置数 11 基      25 年度 設置数 5 基      26 年度 設置数 8 基</p> <p>(各年度設置目標 20 基に対する設置実績)</p> <p>雨水貯留施設(浸透ます)設置工事費助成制度もあります。</p> <p>※涵養(カンヨウ)…地表の水が地下にゆっくりと浸透すること。</p>
詳細について	都市建設部施設課下水道グループ、又はホームページをご参照ください。

事業名	外来生物防除事業												
事業番号	2												
開始時期	平成 26 年度												
事業のスタイル	市事業、協働												
構成メンバー	担当:環境課												
事業の内容	<p>平成 25 年度に実施した外来生物現況把握調査委託の結果をもとに、特定外来生物であるアライグマ、外来生物であるハクビシンによる文化財被害、農水産物被害、人への感染症被害等を未然に防ぎ、自然生態系の保全を図ることを目的に捕獲防除を行いました。</p> <p><b>【目撃情報・捕獲実績】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>目撃情報(件)</th><th>捕獲防除実績(頭)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アライグマ</td><td>1</td><td>3</td></tr> <tr> <td>ハクビシン</td><td>22</td><td>12</td></tr> <tr> <td>不明</td><td>3</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>目撃情報の収集については、イラストを利用し、広報やホームページ、かんきょう通信で広く周知しました。      また、目撃情報をご連絡いただく際は次のことをお伺いしています。</p> <p>1 目撃日時      2 目撃場所      3 毛色      4 特徴      5 目撃数      6 情報提供者の氏名・連絡先</p> <div style="text-align: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;"> <p>アライグマ</p> <p>手先が器用 木登りが得意 気性が荒い</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>ハクビシン</p> <p>優れたジャンプ力 狭い隙間からも侵入可能 電線も渡ることができる</p> </div> </div> </div>		目撃情報(件)	捕獲防除実績(頭)	アライグマ	1	3	ハクビシン	22	12	不明	3	—
	目撃情報(件)	捕獲防除実績(頭)											
アライグマ	1	3											
ハクビシン	22	12											
不明	3	—											
詳細について	問合せ、目撃情報の連絡は環境課環境係(042-551-1718)へ												

<b>事業名</b>	学習指導市民講師
<b>事業番号</b>	3
<b>開始時期</b>	平成 12 年度
<b>事業のスタイル</b>	協働事業
<b>構成メンバー</b>	市民、NPO 法人 担当:教育指導課(旧 指導室)
<b>事業の内容</b>	<p>「学習指導市民講師」は、小・中学校の「総合的な学習の時間」などにおいて、専門的な知識を持った地域の方に、児童・生徒への学習指導の講師を依頼する事業です。</p> <p>平成 26 年度は、環境や福祉に関する内容等で、30 名の講師で 78 回実施しました。</p> <p>そのうち、環境に関する指導内容は次のとおりです。</p> <p>○生活科・総合的な学習の時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多摩川の自然や水生生物観察 全 1 回</li> <li>・多摩川中央公園の自然観察 全 7 回</li> <li>・身近な花や昆虫や鳥の様子(春・秋) 全 2 回</li> <li>・地域の自然観察についての観察指導 全 3 回</li> <li>・生き物探し 全 1 回</li> <li>・植物観察 全 2 回</li> <li>・水生生物の採集・観察 全 2 回</li> <li>・昆虫観察 1 回</li> </ul>
<b>詳細について</b>	教育指導課(旧 指導室)へ

事業名	カワラノギク保全活動												
事業番号	4												
開始時期	平成 22 年												
事業のスタイル	協働事業												
構成メンバー	市民、研究者、福生市、河川管理者、NPO 法人自然環境アカデミー 担当: 環境課												
事業の内容	<p><b>カワラノギクプロジェクト</b></p> <p>多摩川に残された最後の生育地において、市民、研究者、行政が一緒になって取り組んでいる保全活動です。その目的は、多摩川流域における多様な自然生態系の保全・復元を目指し、かつては河原の自然を代表する植物であった絶滅危惧種のカワラノギクを保全・復元する目的で活動しています。将来的には、人の助けがなくてもカワラノギクが存続できるようになることを願い、絶滅回避のための作業を行っています。</p> <pre> graph TD     A[市民 カワラノギクの保全・復元を めざす多摩川市民の会] --- B[研究者 明治大学]     A --- C[NPO法人(事務局) 河川管理者 国土交通省関東地方整 備局京浜河川事務所]     A --- D[流域自治体 福生市]   </pre> <p>平成 26 年度の活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動日</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月 21 日(日)</td> <td>実生調査</td> </tr> <tr> <td>6月 29 日(日)</td> <td>夏の除草作業</td> </tr> <tr> <td>9月 28 日(日)</td> <td>秋の除草作業</td> </tr> <tr> <td>10月 26 日(日)</td> <td>開花個体数調査</td> </tr> <tr> <td>12月 23 日(日)</td> <td>種子採取</td> </tr> </tbody> </table>	活動日	内容	6月 21 日(日)	実生調査	6月 29 日(日)	夏の除草作業	9月 28 日(日)	秋の除草作業	10月 26 日(日)	開花個体数調査	12月 23 日(日)	種子採取
活動日	内容												
6月 21 日(日)	実生調査												
6月 29 日(日)	夏の除草作業												
9月 28 日(日)	秋の除草作業												
10月 26 日(日)	開花個体数調査												
12月 23 日(日)	種子採取												
詳細について	カワラノギクプロジェクト事務局 NPO法人 自然環境アカデミー(042-551-0306)へ												

<b>事業名</b>	<b>環境学習教員研修</b>	
<b>事業番号</b>	5	
<b>開始時期</b>	平成 16 年度	
<b>事業のスタイル</b>	協働事業	
<b>構成メンバー</b>	市民、福生市、NPO 法人	担当: 環境課
<b>事業の内容</b>	<p>教員歴 1 年目、2 年目の教員、環境教育に関心のある教員を対象とした環境学習の研修を実施しました。</p> <p>教員が福生市の自然と環境について学ぶことで、子どもたちへの環境学習を促進します。</p> <p>○平成 26 年度研修内容・参加者</p> <p>第 1 回 「フィールドで学ぶ」 8 人 水質調査、生物調査、川の安全学習</p> <p>第 2 回 「福生の水と緑を歩く」 17 人 玉川上水にかかる新堀橋付近から田村分水、湧き水、熊川分水みずくらいど公園など福生の水と緑について、徒歩で学習する。</p>  	
<b>詳細について</b>	環境課環境係へ	

<b>事業名</b>	環境学習講座
<b>事業番号</b>	6
<b>開始時期</b>	平成 25 年
<b>事業のスタイル</b>	協働事業
<b>構成メンバー</b>	担当: 環境課
<b>事業の内容</b>	<p>福生スクラム・マイナス50%協議会が主催し、環境意識の醸成を図ることを目的に、eco 検定(環境社会検定試験)の内容をベースとした全6回の環境学習講座を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習講座（参加者延46人）</li> </ul> <p>第1回 9/9 開講式、環境学習について(学習目的、学習内容、学習方法など 持続可能な社会に向けて、地球の基礎知識</p> <p>第2回 9/30 いま地球で起きていること、地球温暖化</p> <p>第3回 10/7 エネルギー、生物多様化・自然共生社会</p> <p>第4回 10/21 地球環境問題、循環型社会、地球環境問題</p> <p>第5回 11/4 化学物質、震災関連・放射性物質</p> <p>第6回 11/18 持続可能な社会に向けたアプローチ、各主体の役割・活動(企業、市民、NPO、自治体)、まとめ</p>
<b>詳細について</b>	福生スクラム・マイナス 50%協議会事務局(環境課環境係)へ

<b>事業名</b>	環境審議会																						
<b>事業番号</b>	7																						
<b>開始時期</b>	平成 15 年 4 月 1 日																						
<b>事業のスタイル</b>	協働事業																						
<b>構成メンバー</b>	市民、事業者、学識経験者		担当: 環境課																				
<b>事業の内容</b>	<p>福生市環境審議会は、福生市環境基本条例に基づき設置された組織です。市から委嘱された市民、事業者、学識経験者ら 10 名が、市の環境保全等に関する施策を推進する上で必要な事項を調査・審議するとともに市の環境政策について専門的な立場から、評価・指導を行っています。</p> <p>福生市環境基本計画に関しては、各年度における実行計画の進捗状況について、その内容を市から報告を受け意見を挙げています。また、平成 26 年度から 2 カ年をかけて行う福生市環境基本計画中期実施計画等の改定に向けての「市民提言(案)」についても意見をいただきました。</p> <p>平成 26 年度</p> <p>7 月 15 日(火) 福生市環境基本計画実行計画(平成 26~28 年度)について</p> <p>11 月 27 日(木) 福生市環境基本計画実行計画(平成 25 年度)の進捗状況について</p> <p>福生市環境基本計画等改定に向けての「市民提言(案)」について</p> <p>環境審議会の様子</p> 																						
<p>【名簿】(敬省略)</p> <table border="1"> <tr> <td>☆祖父江 重夫</td> <td>市民の代表</td> <td>山 下 真 一</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>杉 森 侑</td> <td>市民の代表</td> <td>★小 倉 紀 雄</td> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td>横 田 君 子</td> <td>市民の代表</td> <td>畠 瀬 賴 子</td> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td>森 杉 真 美</td> <td>市民の代表</td> <td>千 葉 保 彦</td> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td>田 村 半十郎</td> <td>事業者</td> <td>野 村 亮</td> <td>学識経験者</td> </tr> </table> <p>★会長 ☆副会長</p>				☆祖父江 重夫	市民の代表	山 下 真 一	事業者	杉 森 侑	市民の代表	★小 倉 紀 雄	学識経験者	横 田 君 子	市民の代表	畠 瀬 賴 子	学識経験者	森 杉 真 美	市民の代表	千 葉 保 彦	学識経験者	田 村 半十郎	事業者	野 村 亮	学識経験者
☆祖父江 重夫	市民の代表	山 下 真 一	事業者																				
杉 森 侑	市民の代表	★小 倉 紀 雄	学識経験者																				
横 田 君 子	市民の代表	畠 瀬 賴 子	学識経験者																				
森 杉 真 美	市民の代表	千 葉 保 彦	学識経験者																				
田 村 半十郎	事業者	野 村 亮	学識経験者																				
<b>詳細について</b>	環境課環境係へ																						